

「新羅国ノ大王ハ日本ノ犬ナリ」考

(上)

金 光 哲

序 章

和辻哲郎氏は、昭和十八年初版の『尊皇思想とその伝統』⁽¹⁾後編・第五章において、『八幡宮御縁起』に語られる物語が、「蒙古襲来以後の日本人の想像力」によって成立したとしたうえで、次のように述べている。

この物語がいかに民衆の間にひろまっていたかは、唐綾をどしの鎧に身を装ってゐられる神功皇后の姿が、民衆芸術たる錦絵に近い頃まで描かれてゐたことや、この物語にある『新羅国の大王は日本の犬なり』といふ言葉が、我々の幼少の頃、母親の口から聞かされた言葉であること、などによつても知られる。村の鎮守が八幡宮であり、生れて間もなくそこにお詣りをした我々は、想起することの出来ない幼時から既に、この縁起と接触してゐたのである。

この物語を構成する重要な核のひとつ、「新羅国の大王は日本の犬なり」の言葉を、明治の世に「母の口」から聞かされたことによって、はるか平安末期に誕生したと思われるこの概念が、近代にいたるまで、連綿として語りつがれ

てきた思想であったことを、示しているのである。

本稿では、「新羅国ノ大王ハ日本ノ犬ナリ」一点を中心にすえ、鎌倉時代から江戸時代までの歴史的時空に、この思想が与えた諸相を通じて、前近代の朝鮮観の実態に接近してみたい。

第一章 新羅国ノ大王ハ日本ノ犬ナリ

(1) 「犬譚」の内容

和辻哲郎氏は『八幡宮御縁起』といい、『八幡本地』あるいは『八幡の御本地』ともいうとし、『八幡大菩薩御縁起』の、

夫、我朝秋津嶋豊葦原中津国と申は、昔天神七代地神五代、都合十二代は、皆神の御代にて天下の主たりき。国土豊饒にして寿命数千万歳なり。然に神代おはりて人皇の御代となる。彼最初を神武天皇と申。……彼神武天皇より第十六代の御末の応神天皇と申は、今の八幡大菩薩の御事也。

とする冒頭部分を引用する。

「新羅国ノ大王ハ日本ノ犬ナリ」譚をはじめとする新しく変容した神功皇后譚は、永仁元年～正安二年（一二九三～一三〇〇）間に、京の

(1)和辻哲郎『尊皇思想とその伝統』、岩波書店、昭和十八年。戦後、『日本倫理想史』下巻、第五章に、

若干書き改められ収録。

都のはづれ、石清水八幡宮において『八幡愚童訓』⁽²⁾ 甲（以下、『愚童訓』甲）に集大成された。つづいて「絵巻」に仕立てられた。現存の最古の絵巻は、東京出光美術館蔵の『八幡大菩薩御縁起』で、元亨二年（一三二二）の奥書を持つ。この系統は、民間の絵師によって描かれ、民衆の中に流布していったところに特徴がある。この系統とは別に、永享五年（一四三三）に、室町幕府第六代将軍・足利義教が、石清水八幡宮・大分の宇佐八幡宮・大阪府羽曳野市の誉田八幡宮のそれぞれに奉納した、『義教奉納絵巻』系統とがあり、これらは専門絵師によって描かれた。

『愚童訓』甲によって、「新羅国ノ大王ハ日本ノ犬ナリ譚」（以下、「犬譚」）の概略を説明する。神功皇后は妹の豊姫（河上大明神）と藤大臣連保（高良大明神）と安曇磯良の三人を、香椎の浜から「龍宮」に派遣、娑竭羅竜王より「乾珠・満珠」の二つの玉を入手し、神功皇后軍は対馬を出発した。「異賊」は「十万八千艘、四十九万六千余人」であった。海戦がはじまり、まず「乾珠」を投げ入れると、「大海忽ニ乾テ陸地」となり、「異国ノ軍兵、悦テ船ヨリ下り」てきた。そこへ「満珠」を投げると、「海水漲リ漂ヒ、波濤上リ納」が舞い、「敵軍既如_レ魚」になり「民屋浮流」した。ここまでの、神功皇后の「乾珠満珠譚」である。

以下が「犬譚」。そこで、「異国ノ王臣」は堪えかねて、

我等日本国ノ犬ト成、日本ヲ守護スベシ。
毎年八十艘ノ御年貢ヲ可_レ奉_レ備。全不_レ
可_レ懈怠。若、敵心アラバ可_レ蒙_レ天道之
責。

とあるように、「日本国ノ犬」となって日本を

守護し、「毎年八十艘」の朝貢をすると誓った、という。そこで、神功皇后は、

御弓ノ弭ニテ大磐石ノ上ニ、「新羅国ノ大王ハ日本ノ犬也」ト書付サセ給、御銚ヲ王宮ノ門前ニ立置セ給テ、

「御帰朝」した。これが「犬譚」である。ところでこの「犬譚」には、

官兵退散シテ後「此石ノ文ヲ末代ノ恥也」トテ、燒失ントシケレ共、弥鮮ニ成、今ニ不_レ消。若又有_レ異心_ニ時ハ、瘴煙必競起ルト聞ヘケリ。

とする後日譚が念入りにつづく。そして、

異国ノ合戦ニ討勝事ハ、雖_レ毎度事也_ニ敵国降伏シテ日本ノ犬ト成リ、奉_レ備_レ年貢事、皇后ノ外ハ御坐サズ。

と、神功皇后をもちあげるコメントをつけ加え、「犬譚」をしめくくる。

義教が誉田八幡宮に奉納した『神功皇后縁起絵』には、

新羅百濟高麗の国王大臣、みな降を乞て、「我等日本の犬となりて守護すへし。毎年みつき物を備て、全く懈怠すへからず」とて、誓言をたて引退にけり。……皇后、新羅国の地につき給。すなはち大なる磐石の面に弓のはすにて、「新羅国の大王ハ、日本の犬なり」といふ銘を書付て、御銚を彼国の王宮の門前に立おきて御帰朝あり。……日本官軍引退てのち、末代まで国の恥なりとて、火をもて彼石の文を焼うしなはむとすれとも、いよあさやかに成て、今にありと申伝けり。

とある。二系統ある絵巻は、描き方のうえで若干の違いはあるが、『愚童訓』甲のストーリーに忠実に依拠して作成された。

(2) 日本思想大系『寺社縁起』所収、岩波書店。成立年代については、『群書解題』第六神祇部の、西田長男

氏の解説による。

ここで、絵と詞の両方ともに掲載されている出版物を取り上げておこう。まず、『八幡大菩薩御縁起』系統では、鎌倉末期から南北朝期のものとされる和歌山県鞆淵八幡宮蔵の「白描縁起」が、『仏教説話絵の研究』⁽³⁾に掲載されている。また、『新修日本絵巻物全集』⁽⁴⁾別巻二に、南北朝の康応元年（一三八九）成立の「サンフランシスコ・アジア美術館蔵本」がある。次に、室町期のものでは、『神道大系』⁽⁵⁾神社編四十一、「紀伊・淡路国」に、炉口八幡神社（兵庫県洲本市）が永享三年（一四三一）に書写し、文安元年（一四四四）奉納の「由良湊神社蔵本」（洲本市）がある。ひれ伏す新羅王臣を前に、従者をしたがえた神功皇后が、弓の弭で磐石に文字を彫り込んでいる場面が稚拙に描かれている。

一方、『義教奉納縁起』系統では、誉田八幡宮蔵本の『神功皇后縁起絵巻』が、平成三年、カラーで羽曳野市史文化財編別冊『絵巻物集』⁽⁶⁾に所収された。また、天文四年（一五三五）、奈良東大寺の「手向山八幡宮宝殿」に奉納した「東大寺本」（現在奈良国立博物館管理）が、奈良国立博物館編『社寺縁起絵』⁽⁷⁾に掲載されている。

(2) 「犬譚」成立の検討

和辻哲郎氏は、「乾珠満珠譚」や「犬譚」は「蒙古襲来」以降に成立したとみるが、これを検討してみよう。

『諸縁起』⁽⁸⁾所収『八幡大菩薩御因位本縁起』（以下、『因位本縁起』）に、

筑前国香栖郡御坐香椎大明神、其御名大多良知女止申。……（新羅高麗軍）爰浜下給。不_レ経_二幾時節_一之間、引_二率数千軍_一而責来之時、河上明神以_二青珠_一入_レ海給之間、潮濫上_三、……因_レ之、彼国大臣人民等立誓言云、「我等此則日本国為_レ犬、而守_二護彼日本_一。全以不_レ可_二懈怠_一。若、有_二敵心_一者、蒙_二天道之責_一者」。爰、随_二河上明神、以_二早珠_一入_レ海給時_レ、如_二本潮_一早畢。其時、帝王歎喜、人民歎悦_{世利}。

と、浜に降りてきた新羅高麗軍に対し、「青珠（満珠）」を投げ入れると、「日本国為_レ犬、而守_二護彼日本_一」と誓った。そこで「早珠」を投げ入れ潮がひくと、「（新羅高麗）帝王歎喜、人民歎悦」したとする。つづいて、

其時香椎大明神、海岸乃巖石_レ書付給。

「高麗国_ニ日本国_ノ犬也」。然後、帰給。

とあるように、ここでは「香椎大明神」が「高麗国ハ日本国ノ犬也」と書きつけたとなっている。

『諸縁起』は奥書に、「別当法院権大僧都幸清撰。建保七年己卯閏二月廿五日書写了。執筆僧隆宴」とあり、石清水八幡宮の大僧都幸清によって撰ばれ、建保七年（一二一九）僧隆宴によって書写されたものである。このことから、「乾珠満珠譚」や「犬譚」の成立が、「蒙古襲来」以降でなく、建保七年（一二一九）以前、遅くとも鎌倉初期の成立を確実に確認できる。

さて、『八幡大菩薩示現記』⁽⁹⁾一卷にも、『因位本縁起』が収められており、最初の部分の書式は、

(3) 亀田孜『仏教説話絵の研究』、東京美術

(4) 『新修日本絵巻物全集』別巻二、角川書店

(5) 『神道大系』神社編四十一、紀伊・淡路国、神道大系編纂会

(6) 『絵巻物集』、羽曳野市史文化財編別冊、羽曳野市

(7) 奈良国立博物館編『社寺縁起絵』、角川書店

(8) 『諸縁起』、『石清水八幡宮史料叢書』二、石清水八幡宮社務所。同史料叢書所収の『八幡大菩薩示現記』の「八幡大菩薩御因位本縁起」を参考。

(9) 『八幡大菩薩示現記』、前掲書『石清水八幡宮史料叢書』二

筑前国香椎屋ノ郡ニ御坐マヌ香椎ノ大明神、
其ノ御名ヲ大多良知女止申。……
となっており、文字を書きつける場面は、
其ノ時ニ香椎ノ大明神、海岸乃^{イハホ}巖石^{カキツク}ヲ書付
給フ。「高麗国ハ日本国之犬也」。
となっている。

神吽著『宇佐託宣集⁽¹⁰⁾（宇佐八幡託宣集）』第
十五卷では、『聖母大菩薩因縁記』と変わって
おり、該当部分は、

筑前国香栖屋郡御坐ス香椎大明神、其ノ名
ハ申スニ大帯姫ト。
となっている。また、

爰、香椎大明神海岸ノ巖石ニ書付之給様、
「高麗国王者、日本国ノ之犬也」。
とあるごとく、複数の書式の『因位本縁起』が
存在した。つまり、複数の写本があった。

『八幡大菩薩示現記』の原表紙の残闕部と本
紙との継目には、田中宗清の署判がある。この
宗清は、建久元年（一一九〇）に生れ、嘉禎三
年（一二三七）に没している。また、神吽は
『宇佐託宣集』を正応三年（一二九〇）には書
き始め、正和二年（一三一三）に完成している。
つまり複数の名称による『因位本縁起』の流布
は、鎌倉期に入ってから受容のひろがりを示
している。記録以前に「乾珠満珠譚」や「犬譚」
はまず存在するのだから、院政期に成立した可
能性がある。

『前田家本 水鏡⁽¹¹⁾』の成立は鎌倉末期とされ
るが、これに、

……香椎大明神、御ミヅカラ重トウノ御弓
ノユハズニテ、軍陣ノ磯ニ見ヘタリシ岩ノ
面ニ彫リ入タル文字ハ、未来際ニテ亡消失
スベカラザル間、證文ノ為ニアソバシ置レ

タル。其文字今ニアリ。

と、主語が香椎大明神になっている。

『諸縁起』に『阿蘇大権現根本記』が所収さ
れて、これに「乾珠・満珠」は言及されている
が、「犬譚」は言及されていない。『因位本縁起』
や『聖母大菩薩因縁記』の冒頭が「香椎大明神」
で始まり、また、『前田家本 水鏡』も主語が
香椎大明神であることから、「乾珠満珠譚」と
「犬譚」、特に「犬譚」が造作された場所は、香
椎宮か、その周辺であることは確かであろう。

ところで、『前田家本 水鏡』はつづいて、
彼文字ノ詞ニ、「高麗国ノ大王大臣、并ニ
其國中ノ一々男女、上下数百騎ノ軍兵等ハ、
盡未来際日本国ノ奴ノ進退タル事、譬バ、
犬ヲ随タルガ如クナルベシ」ト也。誠ニ日
出日本国ノ神国タル御威光、如何デカ肩並
国アルベキトゾ覚シ。

とあり、

此御威ノ御ヨソヲヒニ、ヲチ恐レ奉テ、未
責サセ給ハヌ前ニ、勸テ残ノ国ノ百濟仁那^(アツ)
ニケ国ハ、各々頭ヲ傾テ、「日本ノ奴ノ国
トナリ奉ルベシ」ト申。遂ニ、新羅高麗百
濟仁那ノ四ケ国、皆日本ノ進退管領ノ国ト
成シ御事コソ、殊ニ日出御事ナリシカ。

とする。『前田家本 水鏡』は、創作の度がよ
り加えられ、「蒙古襲来」以降の成立という時
代的性格を反映して、排他性と蔑視性と自国優
越性がより濃厚になっている。

(3) 「犬譚」のひろがり

南北朝期には、「乾珠満珠譚」や「犬譚」を
はじめとする新神功皇后譚は、巷間に広く浸透
していった。延文元年（一三五六）完成の『諏

(10)史料拾遺『宇佐託宣集』第二巻、臨川書店

(11)国史大系『宇治拾遺物語・水鏡・大鏡・今鏡・増鏡』

訪大明神絵詞⁽¹²⁾は、「三韓征伐」における諏訪大明神の勲功を強調することによって、諏訪氏の「武勲の業」を誇示せんとしたものであった。なによりも、諏訪大明神の「化現」そのものを「神功皇后元年」と強調した。この絵巻は、足利尊氏が各巻の「奥書」をしたため、後光厳天皇が「外題」を書いたように、時の権力・室町幕府の意向を最大限に反映したものであった。

絵巻によれば、諏訪大明神が「穀葉松枝の旗をあげ、先陣」に立ち渡海したとする。新羅海内に到着し、

先、干珠をなぐれば、滄溟皆ひかたとなり、異賊悦て陸地にとりあがりて、戦を致せば、官軍弥勝にのる。其後又、満珠をなぐれば、凶賊皆海底に沈む。

とあって、諏訪大明神が干珠を投げたとも理解できる。ともかく、新羅王は「自面縛せられて帰降」し「士卒凶籍宝貨捧て、皇船の前に蹲踞す。加之、毎年しかのみならずの朝貢をこたりにく、本朝の皇化に随べき由、頭をたゝるて懇に誓」をなした。「高麗百済の二王」も、「いまだ戦かはざるに帰伏」した。

又、三韓の中間寛巖山に、五丈の黒き巖あり。高良大井御弓の筈にて碑文を三韓王氏は、日本犬也。云々。書給。

と、高良大菩薩が「寛巖山」の「黒き巖」に、「三韓王氏は日本犬也」と書いたとする。

応安四～五年（一三七一～二）頃の成立とされる『太平記』第三十九の内、「神功皇后攻_二新羅_一 給事」では、

諏訪住吉大明神ヲ則副將軍・裨將軍トシテ、自餘ノ大小ノ神祇、樓船三千餘艘ヲ漕雙べ、高麗國へ寄給フ。是ヲ聞テ高麗ノ夷共、兵

船一万餘艘ニ取乗テ海上ニ出向フ。戦半ニシテ雌雄未_レ決時、皇后先干珠ヲ海中ニ抛給シカバ、潮俄ニ退テ海中陸地ニ成ニケリ。三韓兵共、天我ニ利ヲ與ヘタリト悦テ、皆舟ヨリ下、徒立ニ成テゾ戦ヒケル。此時ニ、又皇后満珠ヲ取テ抛給シカバ、潮十方ヨリ漲リ来テ、数万人ノ夷共一人モ不_レ残、浪ニ溺テ亡ニケリ。

と、神功皇后が「干珠満珠」を投げたとする。「三韓ノ夷ノ王、自罪ヲ謝」った。

是ヲ見テ三韓ノ夷ノ王、自罪ヲ謝テ、降参シ給ヒシカバ、神功皇后御弓ノ末弮ニテ、「高麗ノ王ハ我が日本ノ犬也」ト、石壁ニ書付テ帰ラセ給フ。是ヨリ高麗我朝ニ順テ、多年貢ヲ献ル。

南北朝末期成立の『神明鏡』⁽¹⁴⁾、十五代神功皇后紀「又云」には、

サテ、磯（良）仰テ、干珠満珠ヲ龍王ニ借玉。履陶公カ持来シー巻ノ秘書ヲ智謀トシ、両顆明珠ヲ武備トシテ……。大小神祇樓船三千餘艘漕並、高麗へ寄給。聞_レ之異国ノえびす狄共、兵船一万餘艘海上ニ出向合戦。時、皇后先干珠ヲ取誓投給シカハ、潮俄ニ退テ海中陸地ト成テ戦ケリ。此時又、皇后満珠ヲ取投給シカハ、潮十方ヨリ来、数万人ノ夷共一人モ不_レ残、浪ニ溺テ失ニケリ。見_レ之、新羅百済不_レ戦降参ス。

とある。次に「犬譚」がつづく。

サテ、皇后「高麗ノ王ハ我日本犬也」ト、弓ノ末括（マフ）ニテ石ニ書付給。今ニ有ト云リ。サテコソ三韓ヨリノ朝貢ハ、年々ニ備ヘケリト云々。是偏、鹿島諏訪住吉ノ威験也。『神明鏡』に、「履陶公カ持来シー巻ノ秘書

(12) 『諏訪大明神絵詞』、『続群書類従』第三輯下、続群書類従完成会

(13) 日本古典文学大系『太平記』、岩波書店

(14) 『神明鏡』、『続群書類従』第二十九輯上

ヲ智謀トシ」とあるが、『太平記』にも、

昔シ仲哀天皇、聖文神武ノ徳ヲ以テ、高麗ノ三韓ヲ攻サセ給ヒケルガ、戦利無シテ帰ラセ給ヒタリシヲ、神功皇后、是智謀武備ノ足ヌ所也トテ、唐朝いくまヘ師ノ束脩ノ為ニ、沙金三萬兩ヲ被_レ遣、履道翁ガ一卷ノ秘書ヲ伝ラル。是ハ黄石公ガ、第五日ノ鶏鳴ニ、渭水ノ土橋ノ上ニテ、張良ニ授シ書ナリ。とする物語がある。「高麗ノ三韓」を攻めた仲哀天皇は、「智謀武備」の欠如のため勝利できなかった。そのため、神功皇后が「唐」に人を派遣、「黄石公」が「張良」に授けた「履道翁ガ一卷ノ秘書」を「金三萬兩」で入手した、という物語を作りあげた。

鎌倉幕府が貞永元年（一二三二）に制定した武家法『御成敗式目（貞永式目）』のうち、起請文「祭文」にある「八幡大菩薩」の注釈で、室町時代には、「張良一卷書」に言及する注釈書が出現した。『御成敗式目抄（岩崎本）』第一段⁽¹⁵⁾に、

○夫八幡ハ或説云、張良一卷書ヲ以ノ故ニ、軍神ト被_レ崇給フ由アリ。然ハ此一巻書、我朝ニ伝来ノ始ハ、人皇十五代ノ帝、神功皇后元年辛巳、履陶公ト云人異朝ヨリ伝来。○于時御門喜玉ヒ、相伝シテ此兵法之カヲ以テ、夫帝推古打隨ヘ不_レ給崩御ナリシ事ヲ歎思召テ、新羅・百濟・高麗ノ三韓ヲ打隨玉フ。為シテ_レ女躰ト_レ如_レ此ノ事、古今不_レ可_レ有_レ比類。剩、あまつさえ「三韓ハ日本ノ犬也ト」、彼国ノ大石ニ碑ノ文アリト云々。とある。「岩崎本」は、武家側の注釈家である斎藤家の説を伝える注釈書で、書風・墨色・紙質等から書写年代は天文年間（一五三二～五四）

をくだらないとされている。「三韓征伐」が女帝の事跡として比類なき功績と賞賛され、その内容として「犬譚」が認識されている。

「犬譚」が飛び抜けて巷間の関心を呼んだものであることは、次の事例からも明らかであろう。南北朝の貞治五年（一三三六）五月成立の由阿著『詞林采葉抄』⁽¹⁶⁾は、この年の五月、由阿が関白摂政も歴任し、歌人でもある二条良基に対し『萬葉集』の講義を開始、七月以前に終了した。その折、良基に進献されたものである。巻第四「渤海」の注釈に、

……時に、神功皇后先皇の御遺勅に任て、御妹の若多良妣姪を御使として龍宮へ遣して、干珠満珠を乞取、鹿島香取諏訪住吉などの諸神を伴ひ給ひ、檀日浦にて仮に大夫の姿に成給ひ、御舟を浮へ渤海へ渡り給ふ。と、「渤海」に渡海したとする。つづいて、風神・海神・豊娘・磯良・高良など、申す荒御前、御舟に副へ、軍兵ともを皆破て、三韓の王を自縄にて自らしはられて、皇后の御前にひざまづき跪て首を叩て言ふ。「今より後、王の馬飼とならん。西より日の出、河の逆さかしまに流れ、石砂天に登り明星とならざらん外は、御調を春秋に奉らん」と申す。皇后、御弓のはすにて、山頂の石に「高麗公ハ日本王ノ門守犬人也」と書給ふと云々。

とあるが、ここの「三韓の王」の文言は、『日本書紀』の新羅王「降伏の段」に依拠しつつも表現を変え、独自の粉飾を加えられたものである。

(15) 拙稿「神功皇后の兵法書『張良一卷書』」、『東アジア研究』第7号、大阪経済法科大学アジア研究所

(16) 国文注釈全書『萬葉集注釈・萬葉譚・詞林采葉抄・和歌童蒙抄』、国学院大学出版部、明治四十三年

第二章 犬追物

(1) 犬追物の起源

林羅山（一五八三～一六五七）の三男、鷺峯（一六一八～一八〇）は、『鷺峯文集』⁽¹⁷⁾巻第十五、記十三、「犬追物記」において、犬追物の起源を神功皇后の「新羅征伐」に求めている。

夫犬追物者、講武之一事而騎射之修練也。

濫觴於神功皇后之征新羅。

また、『犬追物記』⁽¹⁸⁾は「犬追物」「牛追物」「犬追物御覽記」の三編を合せたもので、万治三年（一六六〇）のものである。奥書に、

万治三年庚子年五月吉日 春齋

とある春齋とは鷺峯のことである。この「犬追物」に、

夫、犬追物のはじめを尋れば、昔神功皇后三韓を征伐し給ふ時、新羅・百濟・高麗の国王大臣皆降を乞て、「吾等日本の犬と成て守護すべし。毎年貢を具て全く懈怠すべからず」とて、誓言を立ければ、皇后則大なる磐石の面に弓の筈にて、「新羅国の大王は日本の犬也」と云銘を書付て、御鉾を彼国の王宮の門前に立置て御帰朝有り。

とある。つづいて「犬追物」に言及し、

今の世に犬追物と云事、彼国の人民を犬にかたどりて、敵軍を射る表示也。

と、「彼国の人民」、つまり、「三韓の人民」を犬に見立て、弓で射るものとしている。そして、次のような、

日本官軍ひき退て後、末代迄国の恥なりとて、火をもって彼石の文を焼失はむとすれとも、弥あさやかに成て、今にありと申伝

たり。

とする「後日譚」がつづく。

林鷺峯は「実に、此時皇后の胎内に八幡のやどらせまします故成るべし」とするように、事実と認識していた。「此事、神功皇后の御縁起に載たり」とあって、足利義教が菅田八幡宮に奉納した『神功皇后縁起』に依拠したものであるが、『義教奉納絵巻』自体が依拠した『八幡愚童訓』甲には、

……犬追物ト云事ハ、異国ノ人ヲ犬ニ象テ敵軍ヲ射ル表示ナルガ故ニ、今ノ世ニ至ル儘、不_レ断絶_レ者也。

とある。

林鷺峯は犬追物を「講武之一事、而騎射之修練也」とする。そもそも、室町時代の応永二十三年（一四一六）成立の『騎射秘抄』⁽¹⁹⁾に、

騎射之勤、猶堪_レ禦_レ其敵。繇_レ茲、馬上作物雖_レ有_レ其数。当時、所_レ用者、流鏑馬・笠懸・犬追物也。流鏑馬・笠懸面々、雖_レ有_レ其益、猶於_レ犬追物_レ者、射馭之簡要・驅逐之妙術也。然間、鎌倉右大臣家御時権_レ輿也。

とあるように、騎射のなかでも犬追物は「射馭之簡要・驅逐之妙術」と考えられた。

騎射は「ウマユミ」とも読み、馬上から弓を的に射ることを指し、流鏑馬・笠懸・犬追物の三つは、走っている馬から弓での的を射る共通点から「馬上の三物」ともいった。「流鏑馬」は、鏑矢で三個の四角形の的に次々に射て、水平射術の鍛錬を目的とした。「笠懸」は笠を掛けて的にしたこと由来し、のちに板に皮を張っての的にした。遠笠懸と小笠懸があり、遠笠懸は遠方への射法、小笠懸は足下への射法をそれぞれ

(17) 『鷺峯文集』、京都大学図書館蔵

(18) 『日本武道大系』第四巻、同朋舎出版

(19) 『騎射秘抄』、『群書類従』第二十三輯

磨いた。「犬追物」の名は、逃げまどう犬を追いながら矢を射るところからきている。足下を主体に、前後左右のどの方向にも射る修練とされた。

藤原明衡の『新猿楽記』⁽²⁰⁾に、

中の君の夫は天下第一の武者なり。合戦・夜討・馳射・待射・照射・歩射・騎射・笠懸・流鏑馬・八的・三々九・手挟等の上手なり。

とあって、これに騎射・笠懸・流鏑馬の記述はあるが犬追物はない。『新猿楽記』⁽²¹⁾の成立は、明衡晩年の天喜～康平年間（一〇五三～六五）が通説とされ、この記述はこの時期、犬追物はまだ発生していなかったことを示すものと考えられる。

「犬追物」の起源については、信濃小笠原氏の『小笠原系図』⁽²²⁾の長清の伝記に、

頼朝卿之時、弓始奉射。八的・丸物・笠懸・流鏑馬等之儀式專取行之。并犬追物權輿之。

とあり、この記事は源頼朝による権輿、つまり、源頼朝による創始とする記事である。頼朝は久安三年（一一四七）生、正治元年（一一九九）没であるから、犬追物の久安三年～正治元年創始説である。また、さきの『騎射秘抄』に、

猶於犬追物者、……然間、鎌倉右大臣家御時権輿也。

とあって、これは鎌倉右大臣家、つまり、頼朝の子・第三代將軍源実朝の創始説である。実朝の在位から考えると、犬追物の建仁三年～承久元年（一二〇三～一九）創始説ということになる。しかし、これについては平田伸夫氏が「室

町期の故実書と犬追物の始まりについて」⁽²³⁾において、「実朝が極めて武技に疎遠」で、「もっぱらの関心は、歌と鞠の会」であるから、「少なからず疑問」として否定している。

頼朝権輿説にしる、実朝権輿説にしる、鎌倉幕府の歴史書『吾妻鏡』に記事はない。平田氏が指摘するように、『吾妻鏡』は「比較的武遊芸に関する記述をよく採っている」し、「頼朝が弓馬の故実を人に尋ね記録するなど、この方面に大変熱心であった点を記」したりしている。したがって、頼朝の時代や、実朝の時代に、しかも頼朝や実朝が直接関与して、犬追物が創始されていたとするならば、当然、記述されてしるべきであろう。その意味で既述がないことが、頼朝や実朝権輿説の否定材料となる。

『吾妻鏡』⁽²⁴⁾における犬追物の初見記事は、次の貞応元年（一二二二）二月六日条の記事である。

於南庭有犬追物。……犬二十疋、射手四騎也。……旁為希代珍事之由、人々美談。

吉川弘文館発行『古事類苑』武技部十・「犬追物」上は、これを犬追物の初見記事とし、「犬追物ノ史ニ見エタルハ、後堀川天皇ノ貞応元年ヲ以テ始トス」としている。また、同じ吉川弘文館発行の『国史大辞典』も、第一巻「犬追物」の項で、『古事類苑』を参考文献にあげて、同じ説明をしている。しかし、犬追物の文献上の初見記事については、平田伸夫氏が既述論稿ですでに明らかにしたように、藤原定家の『明月記』⁽²⁵⁾承元元年（一二〇七）六月十日条の「内野犬追物、女房可見物」とする記事で

(20) 古典文庫『新猿楽記・雲州消息』、現代思潮社

(21) 『新猿楽記・雲州消息』解説

(22) 『小笠原系図』、『続群書類従』第五輯下

(23) 平田伸夫「室町期の故実書と犬追物の始まりについ

て」、『日本歴史』第335号、吉川弘文館

(24) 国史大系『吾妻鏡』

(25) 『明月記』第二、国書刊行会

ある。

内野については、同五月廿三日条に「今日、内野仮屋事始」とあって、おそらく犬追物はその祝いとして行なわれてのものであろう。『吾妻鏡』には貞応元年以前には欠文があるが、貞応元年(一二二二)の鎌倉での犬追物が、「希代珍事」と評されたことは、鎌倉で初めて執り行われ見物した感想と考えられ、これは京の都の貴族社会での犬追物が先行し、追って武士側も採用したことを意味するものであろう。したがって、欠文に犬追物に関する記事がなかったと判断しても、問題とはならないであろう。

さて、犬追物の創始の時期については、平田氏は犬追物を「射技の向上と共に牛追物の移行したもの」とする考えから、『吾妻鏡』での牛追物に関する最終記事、文治三年(一一八七)十月二日条以降、犬追物の初見記事年の承元元年(一二〇七)までの間を発生時期とする。この説に従う。

それでは、「犬追物譚」の創作時期はいつであろうか。既述のように『諸縁起』の奥書から、「犬譚」の建保七年(一二一九)以前の存在は確認できるが、これには犬追物はまだ言及されてはいない。また、貞応元年(一二二二)二月六日の時期に、犬追物が「希代珍事」と評されたことは、この時期、犬追物はまだ非常に珍しい行事であったことを示しており、これは発生間もない初期の様態を表現したものとして理解すべきであろう。創始されて間もないことが誰にもわかるこの時期に、昔の神功皇后と結びつけた由来譚を説いても、説得性に欠け誰も信じない。つまり、「犬追物譚」の創作はまだこの時期ではない。

新神功皇后譚は『八幡愚童訓』甲に集大成されたが、この書は、叡尊ゆかりの石清水八幡宮の神宮寺大乘院の住僧によって、永仁元年～正安二年(一二九三～一三〇〇)間に撰述⁽²⁶⁾したものとされ、「犬追物譚」はこのとき創作され、添加されたのであろう。

(2) 小笠原氏とその周辺

『蔭涼軒日録』⁽²⁷⁾文正元年(一四六六)閏二月十四日条によれば、侍所所司代・多賀(中原)高忠が蔭涼軒季瓊を訪ね、「犬追物秘書数巻」について、問答している。

問_ 甚麼書、則答曰。等持院殿御代、被_レ禁_レ犬追物。蓋殺生之意也。然小笠(原)信濃守貞宗、以下_レ為_レ武芸之其道_レ之故_上捧_レ目安。興_レ其武道_レ之支章也。辞尤妙也。

ここで、小笠原貞宗(一二九二～一三四七)の『目安』⁽²⁸⁾(犬追物目安)』記載記事の、室町幕府初代将軍・足利尊氏の時、殺生を理由として犬追物が禁止されたことが話題になっている。ところでこの『目安』は、

欲_下早依_レ為_レ武勇稽古、被_レ止_レ犬追物御制_レ事。

とあるように、貞宗が犬追物の復活を求めた訴状であるとするが、これには今までに疑問が出されていて、「小笠原家の人が貞宗に仮託」⁽²⁹⁾したものとされる。宮内庁書陵部蔵の奥書には、「応安六年(一三七三)閏、応鐘中旬於_レ四条高倉旅館_レ書写終功畢」とあって、遅くとも南北朝期のものであることは確かである。注目すべきことは、「竊考_レ前牒_レ倩案_レ旧貫_レ」、つまり犬追物の由緒と関連して、

(26)『群書解題』(統群書類従完成会)第六巻、神祇部の西田長男氏の解題

(27)『蔭涼軒日録』、『増補統史料大成』、臨川書店

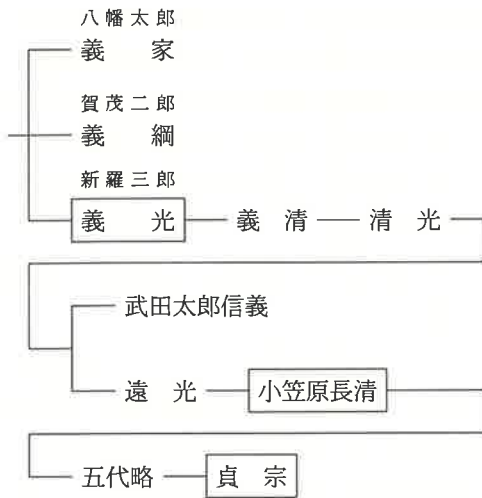
(28)『目安』、『群書類従』第二十三輯

(29)『群書解題』第三巻、石村貞氏の解題

神功皇后西伐之日、受_レ海童珠。以定_レ林之遯方。爾降弔_レ民伐_レ罪之豪。

と、犬追物復活を求める訴状の文に、「神功皇后西伐之日」がことさら言及されていることであろう。

小笠原氏は、『小笠原系図』⁽³⁰⁾によれば、武田信玄で有名な武田氏と同じ清和源氏で、新羅三郎義光の流れをくむ長清を祖とする。



『小笠原系図』序に、

夫当家之起者、始_レ于清和天皇。自_レ貞純經基_レ為_レ武臣。賜_レ源姓_レ以来、代々糾方的伝。為_レ天下鎮護之家_レ矣。中興至_レ遠光・長清、糾方伝_レ授于小笠原之家。而世々相_レ統射御之奧旨。守_レ旧儀、犬追物草鹿等之法式有_レ新定。

とするように、弓道馬術の故実師範家を強調した。しかし実際は、室町幕府將軍家弓馬故実師範としての登場は、六代將軍義教以来⁽³¹⁾とするのが正確のようであるが、この系図の「貞宗」

には、後醍醐天皇の時代に「常令_レ参内_レ」し、「御師範」として、「以_レ王一字_レ可_レ定_レ家之紋_レ」の「勅定」を蒙ったが、おそれ多いので「松皮菱之下太」をもって家紋にした、とする由来譚がある。この家紋については、松尾小笠原氏の『小笠原系図』⁽³²⁾の「長清」に、神功皇后と関連させ、

家伝云。昔神功皇后平_レ三韓_レ時、以_レ王字_レ為_レ旗紋。今之松皮菱也。

とする説を記している。

南北朝期の『目安』で、神功皇后の「西伐之日」が強調されたが、それは犬追物といえ、
「犬譚」を想起する思考方式が普遍的に存在したからである。南北朝期は、新神功皇后譚が定着した時期である。そして、何事も神功皇后に符合し説明すれば、納得する土台ができた。ちなみに、『蔭涼軒日録』記載の多賀高忠は本姓が中原で、『中原高忠軍陣聞書』⁽³³⁾がある。

一、征矢をおひてハ、必鞭をさしそへべし。鞭のこしらへ様事、

二尺八寸なり。くま柳を可_レ用。くま柳をバ勝弦といふなり。神宮皇后異国退治の御時、勝弦を鞭にこしらへてさゝるべしとて、諸神さゝれたり。それより今に用きたること也。勝弦とハ秘事たるによりて人しらず。くま柳と申きたるなり。

と、神宮皇后異国退治の時の「勝弦」を云々している。

弓箭については、神功皇后に符合して説かれるのが普通であった。文安三年（一四四六）成立の辞書『壺囊鈔』⁽³⁴⁾巻第一、六十二に、

神功皇后異国征罰ノ御時、多羅樹ノ真弓ヲ持給故ニ、其ヨリシテ、御タラシトハ云也。

(30)前掲書『小笠原系図』

(31)仁木謙一「室町幕府弓馬故実家小笠原氏の成立」、『中世武家儀礼の研究』、吉川弘文館

(32)『小笠原系図』、『統群書類従』第五輯下

(33)『中原高忠軍陣聞書』、『群書類従』第二十三輯

(34)覆刻日本古典全集『壺囊抄』、現代思想社

則御弓ト書也。

とあるが、これは、『愚童訓』甲の既述をそのまま継承したものである。

(3) 山名家の家伝『篠葉集』

三代將軍足利義満は、永和二年（一三七六）四月二十八日、京都桂川の河辺で犬追物を張行⁽³⁵⁾。同四年（一三七八）三月二十七日には、室町の新邸で「犬追物馬場始」⁽³⁶⁾を行なった。明徳四年（一三九三）十月十九日、二十一日の両日は、和泉の堺の浦⁽³⁷⁾で犬追物を行なっている。

室町時代に入ると、犬追物は規模も大きく、ますます盛んに行なわれた。たとえば、細川勝元が長祿三年（一四五九）四月十九日、洛西の「桂邑之野」で催した犬追物について、禅僧太極（雲泉）の『碧山日録』⁽³⁸⁾長祿三年四月十九日条によれば、「群犬四百五拾頭」を充てるほど大規模で、見物する者が垣根をめぐるように群集したという。

左京兆勝元公。於_城西桂邑之野_射_犬。会_其場_者一百餘騎。左金吾宗全公為_之綱頭_矣。萬人觀_射者、環遶而如_堵_也。群犬四百五拾頭、而其射畢云。

このように、犬追物は武技として盛んに行なわれ、その間形式も整えられていったが、その反面、発生の由来や故実が曖昧になっていった。十五世紀の中頃には、犬追物の故実の解明が大きな関心事になった。既述の多賀（中原）高忠に、『就_弓馬儀_大概聞書』⁽³⁹⁾（高忠聞書）がある。寛正五年（一四六四）のものであるが、これに、「笠懸は、頼朝^{実朝}の御代より射はじめらるゝなり。犬追物ハ先代の時より射はじめられ

たり」とか、「犬追物始りハ、嘉禎年中始りたる也」とする犬追物の始源についての言及があるのも、こういった事情を背景にしていた。

細川勝元が催した犬追物において、山内宗全（持豊）が「綱頭」をつとめているが、その宗全の孫政豊（一四四一～一四九九）に、犬追物の起源について述べた『篠葉集』⁽⁴⁰⁾がある。山名家に「当家犬追物故実ノ一卷」があったが、「家に伝る犬追物の故実を正さらんや」として、「京都より名士等を集め不審の数条」を聞いている。そのとき披露された名士たちの説は、

①、順徳院の『禁秘抄』記載の「犬狩」を武家にうつしたものとする説。

②、近衛院の時、玉藻前という女性は下野国那須野の狐で、この狐を射るためのものとする説。

③、次が「故実の武士」の説、

神功皇后三韓御征伐の時、三韓の王は日本の犬なりといふ故事あり。是より事起るといへとも、是以、降を乞て伏し従ふものを、射習ふへき様なき事なりとそ。

など、三つであった。しかし、政豊は「させる證もなきにや」とこれらの説を否定し、山名家伝来の説、仲哀天皇熊襲征伐起因説を採用した。また、京都で源頼光（九四八～一〇二一）の一族が狗追物を行なったのが、源家としての最初の事例であると主張した。

このように、犬追物の始源については複数の説があったが、この中で一番影響を及ぼした説は、やはり「犬譚」と結びついた説であった。「宝徳元年（一四四九）」を作成年とする石清水八幡宮の「桂宿院村弓箭神人」の「濫觴」⁽⁴¹⁾書が

(35)大日本古記録『後愚昧記』、岩波書店

(36)『花営三代記』、『群書類従』第二十六輯

(37)国史大系『後鑑』巻百一、「義満將軍記」廿六

(38)『碧山日録』、『増補統史料大成』

(39)『就弓馬儀大概聞書』、『群書類従』第二十三輯

(40)『山名家犬追物記』、『統群書類従』第二十四輯下

(41)京都部落史研究所編『京都の部落史』五、史料近世二、阿吽社

ある。これに、

夫、八幡宮宿院桂弓箭神人ノ濫觴ヲ尋ヌル。
文永元年七月八日、為_レ防_ニ異難ヲ、……
発_ニ向_ニ壱岐国対馬。其軍勢十万騎ナリト云々。
同八月四日、壱岐対馬下着ナリ。同八月五
日、為_ニ異賊降伏之御祈祷。……山下宿院
ニハ、桂之弓箭神人甲冑之ウヘニ野衣ヲ着
シ、流鏑馬ヲハシム。

とあり、その流鏑馬について、

ヒトヘニ、神后皇后^(ママ)異国タイジノ御時ノア
トヲシタイテ、異国人ノカタチヲ草ヲモツ
テツクリ、彼人形ヲのトシテ、「異国人ノ
人ハ日本ノ犬ニヲトル」トイヘル文ヲ誦シ
テ、彼ノ人形ニ向ヒテ弓ヲ引、アタルヲ以
テ、祈願成就トヨロコブ。流鏑馬終テ、壱
岐・対馬ヨリ異賊タヒジノ吉左右ヲ帝都ニ
注進ス。……

と、神功皇后の異国退治にならい、草で作った
人形の^{ひとがた}的に「異国人ノ人ハ日本ノ犬ニヲトル」
と誦しつつ、弓を放つと当たったので、流鏑馬
が終って「異賊退治」の「吉兆」を「帝都」に
報告した、という荒唐無稽なものである。

しかし、文永元年の「異国襲来」の史実はない。したがって、「軍勢十万騎」の派遣説や、「流鏑馬」の張行説も、これが史実かどうかは検討の対象にならない。また、ここでいう流鏑馬は、竹の先に菱形の板を挟んだ的を三ヶ所に立てて、走る馬上から次々に射る流鏑馬とは違う。草に隠れて見えないとする考えで、足のない鹿の形をした的を射る「草鹿」^{くさじし}に、中途半端に符合したものであろう。ともかく、この「濫觴書」が「犬譚」・「犬追物譚」の影響の範疇で作成されたものであることは、疑問をはさむ余

地はない。

「濫觴書」の作成年にしても、奥書に「元和二年（一六一六）」の書写とあり、これに信をおくならば、それ以前の作成であることは確かであるが、「宝徳元年（一四四九）」の作成は疑わしい。宝徳年といえば第八代將軍義政の時代にあたり、『出法師落書』⁽⁴²⁾によれば、

- 文安元年（一四四四）九月十一～三日（毎日二回）・十四日
- 宝徳二年（一四五〇）九月三日
- 宝徳三年（一四五二）五月十四日（二回）
- 享徳元年（一四五二）十月十二～三日（毎日二回）
- 享徳二年（一四五三）四月七日

と頻繁に行なわれている。しかもこの時期は、犬追物の起源についてもっとも論議されていた時期である。当然、この時期の作成ならば、犬追物がもっと反映されていてしかるべきであろう。したがって、「濫觴書」の作成の時期は、犬追物が廃れた「応仁の乱」以降、それもかなり遅い時期とみてよいのではない。

江戸時代の栗原柳庵の『柳庵随筆』⁽⁴³⁾に、「寛正六年（一四六五）八月、興業御坐テヨリ以来打絶、犬追物ノ御沙汰モ無しシカバ、武器弓馬ノ政怠リヌ」とある「寛正六年」の犬追物は、『斎藤親基日記』⁽⁴⁴⁾の八月二十二日条の記事によって確認できるが、細川勝元と山名持豊の対立から、応仁元年に始まった「応仁の乱」（一四六七～七七）以降の戦国時代には、犬追物は行なわれなくなった。

(4) 島津家による再興と江戸期の主張

犬追物は江戸時代に薩摩の島津家によって再

(42) 『出法師落書』、『群書類従』第二十三輯

(43) 『柳庵随筆』、第二期『日本随筆大成』第十七巻、吉

川弘文館

(44) 『斎藤親基日記』、『群書類従』第二十三輯

興された。元和八年⁽⁴⁵⁾(一六二二)に行なわれたのにつづいて、正保三年⁽⁴⁶⁾(一六四六)四月七日には、島津忠久の「芝之別墅(別荘)」で行なわれている。翌年十一月十三日には、「武州王子村」で將軍家光が「上覧」しており、これは林鷲峰『犬追物御覧記』に詳しい。これに、
夫犬追物ハ、神功皇后三韓をたいらけし時より事起りて、三浦介・上総介か那須野の狐を狩しも、其例也となん申伝へたり。騎射練習の業なれハ、鎌倉の柳宮・京都の幕府より、……

とあるように、鷲峰は神功皇后説以外に、『篠葉集』の「那須野の狐」説をも、起源としてあげている。

寛政六年(一七九四)死去の百井塘雨の『笈埃隨筆⁽⁴⁷⁾』の「駁術」で、この正保年の犬追物について、「……正保年間、將軍家光公御上覧の時、島津家より相勤しよし、島津家に伝来す」と言及している。そして、「薩州鹿兒島の府城の大手前に、方百間計に埒を結立たり。諸国になき事なり。いかなる故やらんと問へば、犬追物の稽古場のよしを答ふ」と、島津藩に犬追物の稽古場があったことを記している。

それ犬追物の権輿の事、其家に伝ふるは、神功皇后三韓征伐より事起るが故に、本朝の祈祷として、代々の帝王も將軍にも御上覧なりしに、後醍醐帝の御時、暫く天下に停止有しは、……

と、「代々の帝王も將軍にも御上覧」あるのは、犬追物が「神功皇后三韓征伐」に起源をもつからだとしている。

享保四年(一七一九)板行の『犬追物秘記⁽⁴⁸⁾』に、

昔神功皇后三韓ヲ有_レ征伐_レ時、新羅百濟高麗三国ノ王戦ヒ負ケ、悉ク請_レ降自_レ今已後ハ為_レ日本之奴_レテ可_レ守護。其上毎年備_レ貢物_レ不_レ可_レ為_レ懈怠_レト誓約ス。皇后以_レ御弓ノ天彌_レ磐石ノ面ニ「新羅国ノ王ハ日本ノ犬也」ト記給フ。于_レ今其文字不_レ消アリト云々。自_レ是シテ以_レ弓ノ架_レ打_レ地、名テ犬打ト申ス由也。

とある。途中までは『愚童訓』甲の記事で、著者は「旧記ニモ見ヘテ候」といっているが、「犬打」は新説である。つづいて、

或ハ云、応神天皇ノ御宇ニ、武内宿祢^{今ノ甲良明神ナリ}ヲ召テ宣ク、昔皇后三韓ヲ攻随ヘ給フ。其軍ノ作法ヲ学テ可_レ備_レ觀覧_レト有_レ勅定。依_レ之、宿祢三韓ノ人民ヲ犬ニ象リ、馬上ニテ追_レ之、弓ヲ以射_レ走犬_レ備_レ觀覧_レ奉リシヨリ以来、射_レ走犬_レ事ヲ犬追物ト名付リト云ヘリ。

とあるこれも新説である。神功皇后が「三韓ヲ攻随へ」たときの「軍ノ作法」を見たいという応神天皇の命令に対し、武内宿祢が犬を「三韓ノ人民」に見立てて、馬上から弓で射って見せたのが、犬追物だとする説を紹介している。もっとも、著者は一応「然レドモ、此説ハ不_レ見_レ旧記_レ」としている。

栗原柳庵はさきの『柳庵隨筆』に、

抑此犬追物ト申ハ、昔時神功皇后三韓征伐ノ御時、彼三国軍打負、終ニ日本ニ降伏ス。去ドモ反覆ノ謀^{はかりごと}不_レ怠_レバ、吾朝ニモ亦武備ヲ設テ、弓馬ノ技取断ル間ナシ。

とするように、「反覆ノ謀」、つまり再攻撃の謀に備えての「武備」であるとする。そして、
凡彼三国ハ日本ヨリ戌ノ方ニ当リヌレバ、

(45) 拙庵「御物犬追物図屏風画に就て」、『国華』三十七編第三冊、(第四百三十六号)、国華社

(46) 『鷲峰文集』第十五、記十三、犬追物記、京都大学

図書館蔵

(47) 『笈埃隨筆』、『日本隨筆大成』第二期、第十二巻

(48) 『犬追物秘記』、関西大学図書館蔵

彼国ノ敵ヲバ皆犬ト呼ナセリ。是由緒ナキニシモ非ズ。亦、皇后新羅ニ討入り給ヒ、弓矢ヲ以テ「新羅国ノ大王ハ日本ノ犬ナリ」ト書給ヘバ、其字破レドモ未レ盤。是ヲ以、武家弓馬ノ政ヲ犬追物ト云ヘリ。

と、日本から「戌ノ方」に当たるので、「犬」と呼ぶのだといっている。このことを少し説明しておこう。

延喜十四年（九一四）の三善清行の『十二箇条』⁽⁴⁹⁾に、

我朝家神明伝レ統、……故、東平_二肅慎_一、北降_二高麗_一、西虜_二新羅_一、南臣_二呉会_一。三韓入朝、百済内属。

とある。清行の『十二箇条』は後世に影響を与えた。例えば、醍醐三宝院権僧正・通海が弘安九年（一二八六）には述作したとされる『通海参詣記』⁽⁵⁰⁾下は、俗と僧の問答体であるが、俗の問で「（新羅は）不レ打ト云ヘトモ、吾カ国ニ随フヘシ」と言わせ、清行の『十二箇条』は、ここでは、

西ノカタ新羅ヲ虜、北方ノ高麗ヲ降シ、東ノ方肅慎ヲ平ケ、南方呉会ヲ臣トス。西方婦伏シテ三韓入朝ス。忽ニ神慮ヨリ興テ、異朝ヲシタカエ給キ。

と使われ、「三韓入朝」は神慮によるものだとしている。また、嘉暦三年（一二二八）の奥書がある『嘉暦本神代紀』⁽⁵¹⁾にも引用された。

我朝是神国也。以レ崇_レ神_レ為_二朝務_一。我国又仏地也。以レ敬_レ仏_レ、為_二国政_一。是以、自_二垂仁天皇_一以来、敬神祭祀之勤無_レ怠。自_二欽明聖代_一以来、帰仏信法之儀尤盛。国依_レ之静、人依_レ之康。敵国不_レ能_レ侵

レ之、賊臣不_レ能_レ傾_レ之。

依_レ之、東平_二肅慎_一、……、百済内属。

この「東西南北」の概念は、基本的には日本を神国としてとらえ、それと対比して、周辺を敵対する存在である夷狄を示すものとしてある。これは、日本古典全書『平家物語』の「秘事」、「延喜聖代」⁽⁵²⁾に、

東夷西戎南蠻北狄、新羅百済高麗契丹までも、くみかみを解いて恐れなし、筐物を捧げて仰ぎ奉り、草木も靡き、飛ぶ鳥も従ひ奉る。

とある「東夷西戎南蠻北狄」に直結する概念である。この概念は『礼記』⁽⁵³⁾王制第五の、「東方曰_レ夷……南方曰_レ蠻……西方曰_レ戎……北方曰_レ狄……」に依拠するものであることは明らかである。

北畠親房は、延元四年（一三三九）の『神皇正統記』⁽⁵⁴⁾第七代孝靈天皇で、「異国には此国をば東夷とす。此国よりは又彼国をも西蕃と云るがごとし」としたうえで、

四海といふは東夷・南蠻・西羌・北狄也。

とし、

南は蛇の種なれば、虫をしたがへ、西は羊をのみかふなれば、羊をしたがへ、北は犬の種なれば、犬をしたがへたり。たゞ東は仁ありて命ながし。よりにて大・弓の字をしたがふといへり。

とするように、「東夷」である日本は、「夷」の字が「弓」に「大」の字をあてるから、「南蠻・西羌・北狄」と違い例外だとする。

さきの『壺囊鈔』は巻第九、四十二に、

震旦ヨリハ此国ヲ東夷ト云。此方ヨリハ又

(49) 日本思想大系『古代政治社会思想』

(50) 『通海参詣記』、『統群書類従』第三輯上

(51) 『嘉暦本神代紀』、『日本書紀古本集成』、日本書紀撰進千二百年祈念会、大正九年

(52) 日本古典全集『新訂平家物語』、朝日新聞社

(53) 新釈漢文大系『礼記』、明治書院

(54) 岩波文庫『神皇正統記』

彼ノ国ヲ西蕃トス。西蕃トハ西羌ノ義也。南蠻北狄ヲ加ヘテ、四海ト云也。南ハ蛇種ナレハ、虫ヲ随へ、西ハ羊ヲノミ飼ナレハ、羊ヲ随へ、北ハ犬ノ種ナレハ、犬ヲ用ユ。只東ノミ仁有テ、寿長シ。因テ大弓ノ字ヲ随ト云リ。

とするように、『神皇正統記』の影響を受けたものである。

この思想は、親房の師・玄恵法印の思想をそのまま受けついだものであった。『御憲法玄恵註抄』⁽⁵⁵⁾（法隆寺蔵）の御憲法とは、聖徳太子の「十七条憲法」をさし、その第四条の注に、

南蛮ニハ虫ヲ従へ、西羌ニハ羊ヲ従へ、北狄ニハ犬ヲ従ヘタリ。

とあり、「東方」を例外視する。その根拠は、東方ハ君子国ナリトテ、獸ヲ従ヘズ。其上、天竺・震旦・日域三国ノ中ニハ、日本人心モタケク、弓ノ力余国ニスグレタリ。故ニ、夷ノ字ヲバ名ヅケタル也。夷ハ、弓ノ字ニ大ノ字ヲ書入タル形ナリ。サレバ、夷ノ字ハ、本朝ノ弓箭ニ携ル人ノ眉目ナルベシ。……とあって、天竺・震旦より東の日本は、「心モ猛」く、「弓ノ力」の勝れた国で、「夷」といっ

ても「弓ノ字ニ大ノ字」を書いた形で、弓箭の国日本を表現したものとする。そして、弓箭の国日本は、「獸」とは無関係な「君子の国」であるとする。

漢字の構成でもって、日本の優越性を解釈する玄恵の論理は、ただちに神功皇后の「三韓征伐」に飛躍し、次の主張に帰着した。

我国ハ粟散ノ小国ナリトイヘドモ、三韓ステニクヒ、カミヲトキテ帰住セリ。一ツハ神国タル故、一ツハ君子国ナル故也。

親房や玄恵のこの「日本優越意識」は、東を除外した残りの北・南・西は、「獸」であるとする観点に立脚した思想である。そしてこの思想は、虚構の神功皇后の「三韓征伐」とは切っても切れない関係にあり、この虚構の物語が前提にあってはじめて存在した思想である。栗原柳庵の「戌ノ方」にあたるから「犬」だとする考えは、直接的には戌の方位が朝鮮に該当するところから来ているが、思想的には「東西南北」が、「東夷西戎南蠻北狄」に直結として理解する歴史意識を、背景にもっているのである。

(55) 『御憲法玄恵註抄』、前掲書『神皇正統記』補注十二

